

令和6年度 男女の賃金の差異について

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)
正規労働者	68.9%
非正規労働者	51.4%
全ての労働者	65.3%

対 象 期 間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。

正 規 労 働 者：法人固有職員及び名古屋市からの派遣職員

非正規労働者：正規労働者以外の職員

※育児休業中の職員等で給与支払額が¥0の職員を除く。

※時短勤務及び非正規労働者においてはその労働時間数から人数換算を行っている。

(差異についての説明)

- ・本学は大学及び5つの附属病院からなる組織であり、雇用形態・補職は多岐にわたることから上記の区分のみで差異を説明するのは困難である。
- ・差異が出た原因として補職の多さと補職毎の人員構成の違いが考えられる。
正規労働者においては、女性職員は「看護師等」が58.5%と女性全体の5分の3近くを占めていることに比べ、男性職員は「教員等」が45.3%となっている。
また、非正規労働者においては、女性職員は「パートタイム職員」が55.5%、男性職員は「医師等」が49.4%となっている。
いずれも男性職員は給与水準が他職種と比べて高い傾向にある職種の割合が大きく、これら構成の違いが、上記区分で分類した際の賃金差異へ影響していると考えられる。
- ・雇用形態別及び補職別に比較すると、同一項目における男女差はおおよそ80～90%となっており、大きな差異はないが、固有職員のうち、教員等・医師等については男性の上位職に占める割合が女性と比べ高いため、賃金差へ影響していると考えられる。

(参考) 主な補職の差異 (公表値は右端「男女の賃金の差異」項目のみ)

区分		男女の賃金の差異
教員等※1	正規労働者 (固有職員)	86.4%
	非正規労働者 (契約職員・パートタイム職員)	80.5%
医師等※2	正規労働者 (固有職員)	67.8%
	非正規労働者 (契約職員・パートタイム職員)	88.4%
看護師等※3	正規労働者 (固有職員)	94.1%
	非正規労働者 (契約職員・パートタイム職員)	-

※ 1 固有職員：教員、助手

契約・パート：特任教員、寄附講座教員、病院助教、育児休業代替教員、語学講師、
博士研究員

※ 2 固有職員：医師、歯科医師

契約・パート：臨床研究医、臨床研究歯科医、シニアレジデント、歯科シニアレジデント、
臨床研修医、臨床研修歯科医、短時間勤務医、非常勤医師、非常勤専任医師

※ 3 固有職員：看護師、看護師補、准看護師、助産師、助産師補

契約・パート：准看護師（契約職員）、看護保健員、看護保健職員、時間制従事員（看護）